

3 肉豚価格安定事業

養豚経営安定対策事業

養豚経営の安定を図るため、(独)農畜産業振興機構においては、養豚拋出資金を造成・管理し、収益性が悪化した場合に、補てん金として粗収益と生産コストの差額の8割を機構から生産者に対し直接交付する養豚経営安定対策事業を実施している。

本協会は、養豚事業者の申請等事務の受託者として、養豚事業者54戸、契約頭数21万3,542頭について、申請書等の作成支援、並びに生産者負担金のとりまとめと(独)農畜産業振興機構への送付(金)等を行った。

また、拋出資金造成のための生産者負担金の軽減を図るため、本事業に参加している養豚事業者のうち、本協会と事務委託契約を締結している農家に対し、農協及びホクレンが行う拋出について、その調整と取りまとめを行った。

28年度は、国内PEDの発生の影響による出荷頭数の減少に歯止めがかかり、出荷頭数も順調に回復し、価格水準も27年度の高値からは落ち着いた相場となったが、年間を通して粗収益が生産コストを上回ったため、補てん金は交付されなかった。

本事業は、23年度～28年度の6年間の事業として措置され、生産者負担金については、租税特別措置法に基づく財務大臣指定により、必要経費(損金)算入の特例を受けていたが、23年度後半から24年度にかけて補填が継続し、基金が払底したため、本特例としてなじまないとの理由により、24年度～26年度は特例を受けられないこととなった。

このような状況の中、生産者等から、事業実施期間の短縮や生産者負担金残額の返還(無事戻し)について要望が多くあったため、26年度をもって租税特別措置法に基づく必要経費算入の特例が廃止され、併せて、26年度で終了することとなった。

なお、27年度からは、事業実施期間を3年間に短縮するとともに、事業終了時に生産者負担金に残額があった場合は返還することに見直された。

(1) 事業の内容

対 象 年 度	平成 28 年 度		
区 分	内 容		
事業実施期間	平成27年～29年度(3年間)		
事業実施主体	養豚事業者		
事業対象者	耕畜連携、エコフィードの活用等の取り組みに努めようとする者		
補 填 金	<ul style="list-style-type: none"> ・1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割(四半期毎) ・前の四半期に発動がなかった場合は通算 ・養豚基金及び機構の補助金を原資として養豚補填金を交付 		
養豚基金の造成	生産者負担金 700円/頭		
生産者負担金に対する助成	助成割合及び助成単価		
	助成区分	割 合	単価(円)
	農 協	10%	70
	ホクレン	20%	140
	生産者負担	70%	490
委 託 費	10円		

(2) 生産者負担金の状況

(単位:円)

区 分	本年度負担額	機構への送金額	年度末残高
生産者負担金	150,011,400	150,011,400	0

(3) 平成28年度事業対象頭数及び養豚補填金の交付状況

(単位:頭、円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
事業対象頭数	52,557	53,657	55,638	51,690	213,542
交付対象頭数	0				0
補填金交付額	0				0